

令和8年度青森県自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金運營業務委託 企画提案競技実施要領

1 取組の趣旨

本県では、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用し、住宅用及び事業用自家消費型太陽光発電設備等の設置に係る費用を補助する。

本業務は、補助金の執行に係る事務を円滑に行うことを目的とし、申請受付支援、問合せ対応、広報等の業務を委託することとし、下記のとおり受注者選定の企画提案競技を実施するものである。

2 業務の名称

令和8年度青森県自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金運營業務委託

3 業務の内容

別紙「令和8年度青森県自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金運營業務委託仕様書」を参照のこと。

4 契約上限額

9,824千円（消費税及び地方消費税を含む）

実際の契約金額は、委託先選考後に見積書を徴取して決定する。

5 参加資格

企画提案競技に参加する者は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続きを行っている者でないこと。
- ③ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していない者。

6 企画提案の実施方法

（1）方式

公募型企画提案方式

（2）企画提案数

1者1案とする。

（3）業務の内容等に関する質問

令和8年3月30日（月）12：00まで、電子メールにて受け付ける（様式任意）。電話での質問は受け付けない。

質問があった場合は、令和8年4月1日（水）までに、質問の内容と回答を県ホームページに掲載する。

提出先メールアドレス：enerugi@pref.aomori.lg.jp

掲載ページ：

(4) 選定の方法

書面により提案された企画を厳密に審査した上で選定する。

(5) スケジュール

令和8年 3月30日（月）12時	質問提出期限
4月 1日（水）	質問回答
4月 8日（水）12時	企画提案書及び見積書の提出期限
4月13日（月）	審査結果通知

7 企画提案書及び見積書の提出

(1) 書類形式 A4判

(2) 提出部数 7部

(3) 提案内容

ア 業務全体の企画要旨

イ 業務実施体制

ウ 作業スケジュール

エ 見積書（積算内訳を記載）

オ 申請者からの問い合わせ対応及び審査業務を円滑に行うための工夫

カ 県内市町村との調整を円滑に行うための工夫

キ 情報セキュリティ管理体制及び対策

（個人情報ので管理体制及び申請用ページのSLA・セキュリティ要件を示すこと）

ク 情報共有方法（申請者データや処理状況等の共有）

(4) 提出期限 令和8年 4月 8日（水）12：00必着

(5) 提出場所 青森県環境エネルギー部エネルギー・脱炭素政策課
地域脱炭素推進グループ

(6) 提出方法 持参又は郵送とする。

(7) 提出された企画提案書の取り扱い

ア 提出された企画提案書は返却しない。

イ 企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

ウ 採用された企画案を原案とするが、協議の上、一部を変更することができるものとする。

8 審査基準

審査基準は以下のとおりとする。

- (1) 業務の企画趣旨
業務全体の企画趣旨が適切なものとなっているか。
- (2) 業務の実施体制
事業の実施体制が無理なく確保されているか。
- (3) 見積書・作業スケジュール
経費見積が適正で、作業スケジュールから業務の円滑な執行が期待できるか。
- (4) 申請者からの問い合わせ対応及び審査業務を円滑に行うための工夫
事業目的を十分に理解し、仕様に沿った対応が期待できる提案か。
- (5) 県内市町村との調整を円滑に行うための工夫
住宅用太陽光発電設備・蓄電池の補助事業について、市町村との調整を適切に行い、円滑な事業執行が期待できる提案か。
- (6) 情報セキュリティ管理体制及び対策（個人情報等の管理体制等）
適切な管理体制が構築され、非常時の適切な対処がなされる提案か。
- (7) 情報共有方法（申請者データや処理状況等の共有）
県との情報共有を円滑に行うことが期待できる提案か。

9 選定結果の通知

令和8年4月13日（月）までに、各提案者に対し採択の可否を通知する。

ただし、次のいずれかに該当する場合は失格とし、選考の対象としない。

- (1) 本実施要領及び仕様書に示された条件に適合していないもの。
- (2) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) その他不正な手段により企画提案されたもの。